●街なか居住再生ファンド

１．支援策の概要

認定中心市街地において、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資により支援します。（（社）全国市街地再開発協会にファンドを設置）

２．支援策の内容

（１）事業主体

対象事業を主な目的として設立される株式会社等

（２）対象地域

認定中心市街地、一定の要件を満たすニュータウン

（３）出資対象

・街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業（既存建築物の改修によるものを含み、原則として当該事業により整備される床面積の合計の２分の１以上を住宅の用に供するものに限る。）

・街なか居住の再生に資する活動拠点等の整備事業（既存建築物の改修によるものを含む。）

（４）出資額等

通常補助対象としている共同施設整備費等事業費相当額を上限とし、かつ、出資を受ける対象事業者の出資総額の２分の１未満とします。また、同ファンドの出資分は、最劣後である地権者出資分より優先するものとします。

（５）その他

改正中心市街地活性化法施行日から３年間は、従来の事業要件を適用することができる経過措置を設けています。

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654)　fax 03-5253-1631